

徳島県告示第六百八十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、海陽町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 調査を行った者の名称

海陽町

二 調査を行った時期

平成三十年度及び令和元年度

三 成果の名称

海部郡海陽町（久保字板取 穴喰六―一、六―二）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

海部郡海陽町久保字板取（穴喰六―一地区及び穴喰六―二地区）

五 認証年月日

令和四年十二月一日

二 調査を行った者の名称

海陽町

二 調査を行った時期

平成三十年度から令和二年度まで

三 成果の名称

海部郡海陽町（四方原字杉谷、字小鍋、字余口西谷及び余口東谷の各一部）、（浅川―一）、（四方原三―一）外（大里十一）、（海南十一）、（海部十一）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

海部郡海陽町浅川字福良、字鯖瀬口、字小鯖瀬、字小鯖瀬口、字大砂、字鍛冶屋、字別当、字粟浦口、字天神前、字柳内、字片山、字大田、字イナ、字中川、字堂ノ本及び字一字谷の各一部（浅川―一地区）、四方原字杉谷、字小鍋、字余口西谷及び字余口東谷の各一部（四方原三―一地区）、大里字東井ノ口、字西井ノ口、字大井櫛、字大鍋、字小鍋及び字大坪の各一部（大里十一地区）、吉野字吉字の一部並びに多良字梅田、字三反田、字土取、字井櫛ノ本、字上ゴソ、字大縄及び字上中須の各一部（海南十一地区）並びに高園字馬路及び字沖前の一部並びに野江字南前及び字大谷の各一部（海部十一地区）

五 認証年月日

令和四年十二月一日